

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 51 条 第 項 第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

平成 28 年 1 月 7 日

申請者氏名 株式会社 勝利商會

代表取締役 下田 勝利




【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ ショウシヨウカイ タク トリシマリヤク シンダ カツシ
 【ロ. 氏名】 (株)勝利商會 代表取締役 下田 勝利
 【ハ. 郵便番号】 892-0817
 【ニ. 住所】 鹿児島市小川町27-2
 【ホ. 電話番号】 099-226-3123

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 2 0 3 4 5 0 号
 【ロ. 氏名】 北 勝美
 【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (県) 知事登録第 1 - 2 5 - 3 4 号
 北 設 計
 【ニ. 郵便番号】 890-0024
 【ホ. 所在地】 鹿児島市明和5-39-8
 【ヘ. 電話番号】 099-228-7565

※手数料欄		160,000円	
		51条但書	
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 82 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
平成 年 月 日	平成 年 日		平成 年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 鹿児島市小野町3594-21、3586、3587、3588、3591-7、3592-1・3・7、3593、3594-9・16・18・22、3666-1

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】 10.5m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 21.00

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (37916.93㎡) () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (指定なし) () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(80%) () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

(50%) () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 37916.93㎡

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 80%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 50%

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分08620) 廃棄物処理場

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (1495.12㎡) (1575.81㎡) (3070.93㎡)

【ロ. 建ぺい率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (1495.12㎡) (1575.81㎡) (3070.93㎡)

【ロ. 地階の住宅の部分】 () () ()

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()

【ニ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ホ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ヘ. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【ト. 自家発電設備の設置部分】 () () ()

【チ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【リ. 住宅の部分】 () () ()

【ヌ. 延べ面積】

【ル. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 平成28年3月1日

【13. 工事完了予定年月日】 平成28年3月10日

【14. その他必要な事項】

平成 28 年 1 月 7 日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

申請者

住 所 鹿児島市小川町27番2号

氏 名 株式会社 勝利商會

代表取締役 下田 勝利



申請理由書 (一般廃棄物処理施設に係る許可)

この度、鹿児島市小野町3594番21外13筆において、敷地を拡大し、破砕施設及び固形燃料化施設を追加するほか、新たに一般廃棄物の処理を計画しているため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を申請いたします。

①施設の概要

弊社は、平成 2 年 5 月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を取得し、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を行っています。

一般廃棄物の処理は、産業廃棄物の処理施設として現在稼働中の破砕施設及び固形燃料化施設を用いるほか、新たに、破砕施設及び固形燃料化施設を追加(各1台)する計画としています。産業廃棄物の処理施設として稼働中の焼却施設では、一般廃棄物の処理は行いません。

②周辺への影響

- ・周辺への環境影響については、廃棄物処理法及び指針の規定に従い、自然環境及び周辺地域への生活環境影響を調査する「生活環境影響調査」を実施し、粉じん・騒音・振動・悪臭について予測及び分析を行いました。その結果、全項目について地域の生活環境に及ぼす影響は小さいとの分析結果が得られました。

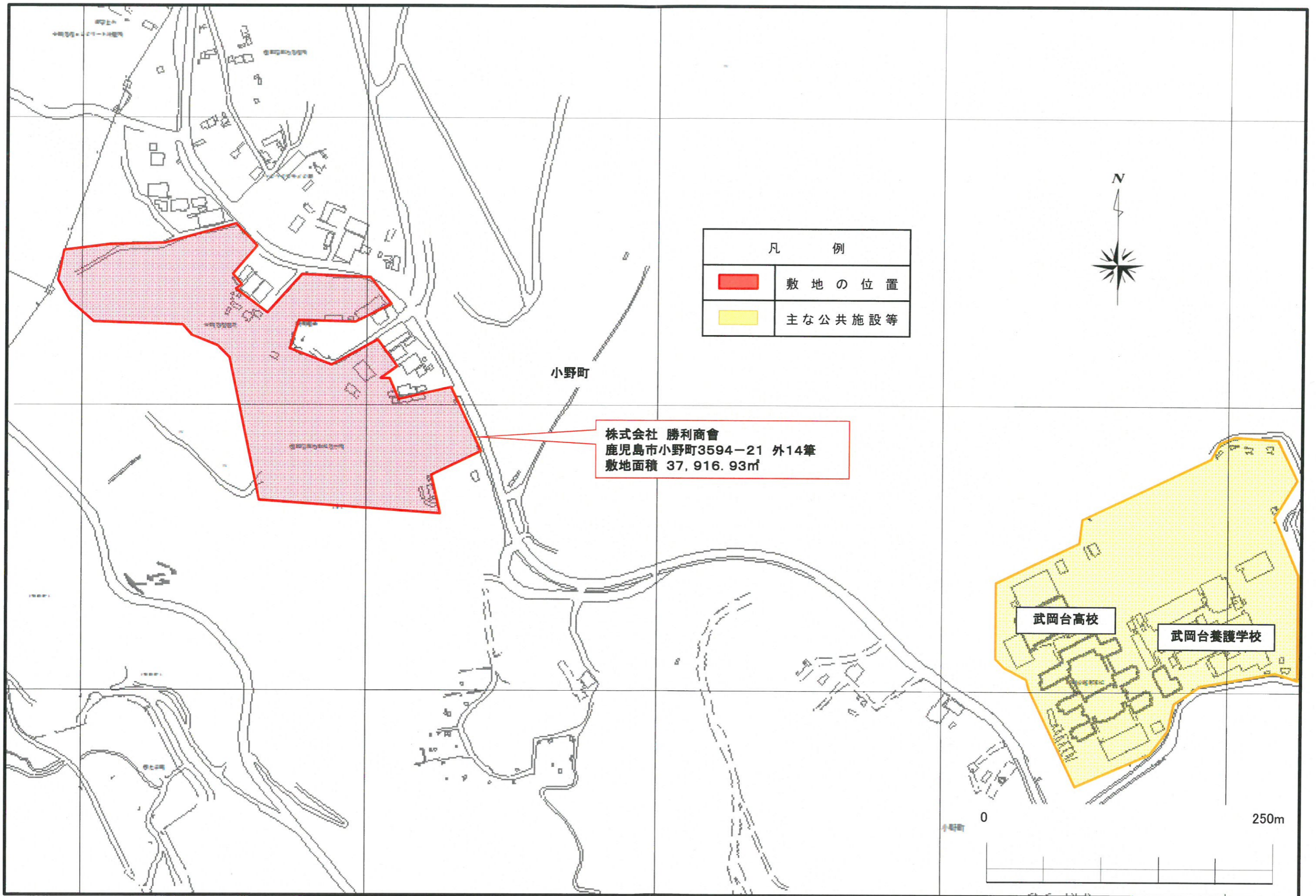
③近隣住民への説明

- ・周辺の土地所有者に説明を行い、反対の意見はありませんでした。

④周辺の住環境等への配慮 等

- ・弊社は、環境の国際規格であるISO14001を認証取得しており、施設の管理を含めより環境影響の負荷を削減する計画に取り組んでいるところであります。また、周辺環境の状況を把握するために、地元自治会との情報交換及び清掃活動を協力していく方針であります。

以上の諸事情を考慮していただき、何卒、建築基準法第51条ただし書き許可を下さいますよう、お願い致します。



一般廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について

S=1:3000